

# 平成30年度 「市長と語る市政懇談会」 会議録



## 平坂・寺津・福地地区

平成30年12月20日(木) 午後6時30分から  
矢田ふれあいセンター (くすのきホール)

### 市政懇談会次第

- 1 開会
- 2 市政課題の説明と自由意見交換
  - ①西尾市民病院の今後の在り方
  - ②官民連携で進めるPFI事業の見直し
  - ③産業廃棄物処分場問題
- 3 閉会

<b>出席者</b>	市民等53人 市側…市長、副市長、企画部長、企画部次長、企画政策課主幹(2)、 資産経営連略局長、資産経営戦略課長、環境部長、環境部次長、 市民病院事務部長、市民病院管理課主幹
------------	---

## ○細田秘書課長

皆様、こんばんは。

私は、この懇談会の司会を務めさせていただきます秘書課長の細田と申します。よろしくお願ひします。それでは、お時間になりましたので、ただいまから平成30年度「市長と語る市政懇談会」を開会いたします。初めに、市長から御挨拶を申し上げます。

## ○中村 健市長

皆さん、こんばんは。

年末のお忙しい時期にもかかわらず、本日は市政懇談会に御参加いただきまして、どうもありがとうございます。この「市長と語る市政懇談会」というものにつきましては、通常2年に1度、隔年で開催をしております。事前に町内会等から御要望とか御意見をお伺いして、それに対します解答とあとフリートークという形でやっていたのですけれども、今年というか今回は、違った趣旨でやらせていただいております。通常、市政運営の情報につきましては、主に広報にしおなどで皆様方にお伝えしているのですけれども、なかなか広報にしおでは、紙面に限りがあることから、伝えきらないこともございますし、また、市のホームページについても、そんなにしょっちゅう、しょっちゅう確認されている方も多くはないだろうということで、あえてこういう場を設けて市政が抱える重要課題についてお伝えしたいということで、開催をさせていただいております。今回の懇談会につきましては、市民病院の今後のあり方とPFI事業の見直しと、産業廃棄物の最終処分場の問題にテーマを絞ってお伝えをさせていただきます。これまでの経緯ですとか、今後の展望等についてお話をさせていただきます。地区によっては、直接的な影響がないと思われるようなテーマもあるかもしれませんが、これは西尾市が抱える課題でありますので、ぜひとも西尾市民の皆さんであれば聞いておいていただきたいということで、お話しさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## ○細田秘書課長

次に、本日の予定を御案内いたします。まず、お手元に配布いたしました次第に沿って市長からテーマごとに説明をいたします。その後、参加者の皆様から御意見や御質問などをお伺いします。なお、御発言される場合は、挙手をお願いいたします。私が指名いたしますので、町内会名とお名前をおっしゃってください。より多くの方々に御発言いただけるよう、要旨を簡潔にまとめてください。1テーマにつき、30分で一旦区切らせていただきまして、最後に全体を通しての御意見や御質問を伺う機会を設けます。

また、お手元にアンケート用紙をお配りしておりますので、3つのテーマについて率直な御意見などをお聞かせください。御協力のほどよろしくお願いいたします。それと記録用としまして、懇談会の音声録音と写真撮影をさせていただきますことを御了承ください。

それでは初めに、西尾市民病院の今後のあり方について説明をいたします。

## ○中村 健市長

それではよろしくお願いいたします。

市民病院の現状につきましては、広報にしおの特集記事などで市民の皆様へお伝えしているところでございますが、一言で言えば、大変厳しい経営状況にあります。市として、この現状を重く受けとめておりまして、平成28年度末には、西尾市民病院改革プランを策定し、このプランに基づき、現在経営改善を進めているところでございます。だからと言いまして、歳出削減のためだけで市が医療を放棄するようなことがあってはなりません。私には、17万市民の皆様のお安全、安心を守る責務があります。市民の皆様が適切で最善の医療が受けられるよう、今後とも不断の努力をしまいる覚悟であります。そして、十分な医師を要した病院で、一様な検査ですとか適切な治療が受けられる病院を安定して経営できるようにしていくためにはどうすればよいか、そのための方法論の1つとして、他病院との統合も含め検討し、その一環として碧南市へ新病院の

建設を選択肢の1つとした、両市民病院の今後のあり方に関する協議を提案しているところであり、西尾市としては、中期的視野に立った改革プランの着実な実行と、将来を見据えた抜本的な改革を両輪で進めていこうと考えております。それでは、お手元の資料に基づき、市民病院の現状や改革の経緯、進展状況などについて説明をいたします。

まず、市民病院の現状についてであります。1ページをごらんください。

市民病院の役割は、西尾市民17万人の命を守る地域の中核病院として、緊急、重症な状態にある患者に対し提供する入院、手術、検査など、高度で専門的な医療、いわゆる急性期医療と、急性期を脱した患者の在宅に向けた医療を提供するとともに、地域の開業医と連携をして、地域完結型医療に取り組むということでもあります。経営状況については、先ほども申し上げましたが、大変厳しい状況にありまして、実質的には平成11年度から29年度まで、19年連続して赤字を計上しております。

1ページ中段の経営状況の推移の表をごらんください。

経営指標区分で、上から2段目の患者数であります。平成29年度の入院患者数は、約9万3,000人で、5年前と比べて、1万5,000人の減、率にして13.8パーセントの減となっています。近年、減少基調を余儀なくされているのも、慢性的な医師不足からの脱却が難しく、さらに、他の医療圏以上に同規模病院との競争が激しいことが原因と考えていますが、平成29年度は若干の改善が見られているところであります。一方の外来の患者数につきましては約18万2,000人で、5年前と比べて4万4,000人の減、率にして19.4パーセントの減で、引き続き減少基調にあります。原因としては、入院患者数の減と同様であります。この結果は西尾市民病院が、急性期医療を担う本来の趣旨から考えますと、かかりつけ医さんとのすみ分けが進んでいるという部分もございますので、必ずしも悪い状況ではないと考えております。なお、平成30年度は、8月までの段階で、102人の増となっておりますので、下げ止まりの感もあるかなと考えております。次に、経営指標区分の上から3段目の医業収益ですが、これは病院の本業をあらわし、収益の根幹をなすものであります。具体的には入院や外来の収益の合計となります。平成29年度は約68億8,000万円で、5年前と比べて5億4,000万円の減、率にして7.2パーセントの減となっています。一般的に不採算部門といわれます小児科、救急医療などを担う公立病院の多くは、西尾市民病院と同様に苦境に立たされております。参考までに国の統計で、平成28年度決算の状況を御紹介しますと、公立病院の数は全国に785病院あり、このうち赤字となった病院は全体の60.5パーセントでした。さらに、西尾市民病院と同規模の病院に絞りますと95病院ありますが、このうち64病院が赤字でありまして、率にして67.4パーセントという状況でありました。

では、なぜ公立病院の多くが赤字を計上しているのでしょうか。2ページをごらんください。

西尾市民病院が抱える課題は、大きく4点あると考えております。これらの課題は西尾市民病院だけではなく、多くの公立病院が抱える問題でもあります。1点目は深刻な医師不足です。多くの医師は、都市部や大病院への勤務を求める傾向にあり、その結果として、地方の中小病院では医師が不足をしております。医師の確保に当たっては、私みずからも病院長や副院長とともに、医師の派遣元であります大学の医局と呼ばれる組織ですとか、愛知県に出向きまして、医師派遣の要望を行っております。他の公立病院も同様な状況にあるため、なかなかこちらの要望どおりにいかない部分もございますが、今後も継続して要望を進めていきたいと考えております。こうした状況にありますので、いまだ産婦人科、小児科、泌尿器科などにおいては医師不足から診療制限を継続させていただいており、市民の皆様大変御不便をおかけし、申しわけなく思っているところでございます。やむを得ない措置として御理解いただければと思います。2点目は、入院患者数の減少です。医師不足や近隣病院との競争などが要因となり、近年減少基調で推移しております。しかしながら、救急搬送患者の受け入れ件数については近年増加基調で、これは病院長が市民からの救急要請は特別な事情がない限り断らないという姿勢を貫いているためです。年

間で4,000人を受け入れている状況は、平成29年度実績で、年間の救急搬送患者数をベッド数で割り戻しました、要は1ベッド当たりの年間患者数で比較をしてみましても、近隣の2次救急病院の中で西尾市民病院が最も多い結果となりました。参考までに西尾市民病院は11.2人、碧南市民病院が10.23人、蒲郡市民病院が8.82人となっております。こうした状況下におきまして、追い打ちとなる懸念材料が、平成32年4月の藤田医科大学岡崎医療センターの開院です。西尾市民病院のほか、安城更生病院、岡崎市民病院が、この影響を受けるのは必至の状況でありまして、一定程度の入院患者数の減少というものは回避できないと考えております。3点目は、施設や設備の老朽化です。西尾市民病院が現在の場所に移転をして、今年度で29年が経過しております。病院本体の法定耐用年数は残り10年となり、長寿命化ですとか建てかえを検討していく時期にきております。現在と同規模の新病院を建設するに当たっては、全国の事例から見まして、約200億円から250億円程度かかるのではないかと見込んでおります。また、医療機器などの設備は資金難という状況もあり、十分に更新ができていない状況にあります。4点目は、市からの繰出金の増加であります。国は採算医療を担う公立病院の運営に際して、一定程度の税金の投入を、市の一般会計からの繰り出しという形で認めております。現在の繰り出し状況は、年間で20億円から25億円ほどでありますので、市民1人当たりで換算しますと、約1万円から1万5,000円程度となります。市民病院の経営悪化に伴いこちらは増加基調で推移しておりまして、市の財政にも大きな影響を及ぼしております。こうした課題の対応策につきましては、冒頭でも触れましたように、西尾市民病院改革プランに基づき、改善を図るべく努力をしているところであります。この改革プランは、中期的な視点での経営改善という位置づけでありまして、基本目標は地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、地域住民、関係機関に開かれた病院を目指すとしております。ちなみに地域包括ケアシステムとは、簡単に申し上げますと、地域の実情に応じて、高齢の方が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、看護、看護予防、住まい及び、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいます。そのため、重点施策といたしまして、収益向上で17項目、適切な費用管理で5項目など、全部で31の施策を掲げ、さらに詳細な事務事業として87項目の取り組みを計画しております。参考といたしまして、5ページ、6ページに取り組みの一覧を掲載しておりますので、また後ほど御確認いただければと思います。いずれにいたしましても、改革プランに掲げました事務事業を着実に実行していくことで課題の解消を図り、経営健全化を目指していきたいと考えております。

続いて、3ページをごらんください。

現在、中期的な経営改善策とした改革プランと並行をして、将来を見据えた抜本的な改革についても検討を進めています。国は、抜本的な改革の選択肢として、他病院との経営統合のほか、指定管理者制度の導入、民間への移譲、回復期医療への転換、地方公営企業法の全部適用、地方行政独立法人化、廃院を掲げております。これらの選択肢の中から、西尾市民病院に見合う案を具体的に検討していくに当たりまして、次の3点を前提条件といたしました。第1に、西尾市民を医療難民としないよう、存続を前提とすること。第2に、持続可能であること。そして第3に、国や県の認可が可能であることであります。これらの前提条件を満たし、将来的な検討案と位置づけた選択肢が下の表で、病床規模の縮小、回復期医療への転換、経営形態の見直し、民間移譲であります。さらに、これらの案の中で最優先とした案が、他病院との経営統合です。それぞれの案のメリットやデメリットを研究した中で、医師不足の解消の可能性があることや、市からの繰出金などの支出を抑えられること、医療関係職員の退職金支払いを最小限に抑えることができることなどが、他の案より優れていると判断をいたしました。この方針に従い、具体的な統合先として碧南市民病院を想定しました。これは両市が隣接し、以前から医療連携を行っていたこと、近年の経営状況が似通っていることなどを考慮したことによるものであります。

4ページをごらんください。

ことしの1月17日に、碧南市へ今後のあり方に関する協議の申し入れを行い、6月6日に碧南市からの回答をいただきました。その要旨といたしましては、1、新病院建設について碧南市内での建設を前提としていただけるのであれば、経営統合に関する協議検討を行うこととしたい。2、1にかかわらず、両市民病院の医療連携については、引き続き協議検討を進めたいとされており、西尾市では、今年度末をめどに碧南市の回答に対する市の考え方をまとめていく方針であります。そのため、現在、市民の方を交えた検討委員会を中心として、経営統合に関する議論を進めております。また、市民の皆様へ現状を知っていただくために、広報で情報を提供していくとともに、本日の市政懇談会や出前講座の実施など、地域へ出向いて概要説明を行っております。先ほど申しあげました市民を交えた検討委員会というものは、正式には西尾市民病院中期計画等評価委員会とありますが、議論の進展状況につきましては、今後も広報にしておや、病院ホームページを通じて、市民の皆様へ情報提供をしていきたいと考えております。市民病院の今後のあり方については、市や市民にとって大変重要な問題であります。したがって、市民の皆様とともに方向性の議論を進めていきたいと考えておりますので、どうぞ西尾市民病院について、応援という形でも、また厳しい御意見という形でも結構でありますので、これまで以上に興味を持っていただきたいと思います。

そして、最後になりますが、PRを少しさせていただきたいと思っております。市民の皆様におかれましては、予防に心がけ、健康で病院に行かれないこと、もちろんそれが一番よいことではあります。もし病状やけがの程度から、開業医さんから紹介していただく際には、ぜひとも西尾市民病院をお願いしたいと思います。先生方の多くは名古屋大学や藤田医科大学の医局に属しておられまして、大変優秀な方々ばかりであります。安心してお越しいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

#### ○細田秘書課長

以上で説明を終わります。御意見や御質問のある方は、挙手をお願いいたします。なお、先ほど申しあげましたとおり、発言される際は、町内会名とお名前をおっしゃってください。また、要旨を簡潔にまとめて発言をお願いします。それでは、どなたかございませんか。市民病院の件について、御意見、御質問、いかがでしょうか。では、

#### ○市民①

市民病院について、碧南と連携するということをおっしゃいましたが、碧南というのは、碧南も同じように問題があるでしょう。要するに問題がある同士が合体してもだめじゃないですかね。そうしたら、部長さんが合体するつもりはないというようにおっしゃられたのですけれども、西尾市役所ではね、合体するつもりはないですと。それで、そういう問題がある病院とやってもだめだと思わすけど。私は、安城更生病院、あそこでかかっていたんですね。そこで、厚生年金のときは安城更生病院、国民年金になって市民病院になって、そうしたらこの病院の組織は、どう見ても貧弱だね、痛感してるんですけど。安城更生病院をメインにしたらどうですかね。

#### ○尾崎市民病院事務部長

市民病院事務部長の尾崎と申します。よろしくお願いたします。

まず、合併する気はないなんてことは申し上げておりません。まだ、決まっていけないという、今そういったことをお話をしている最中だということをお申しあげました。する気がないというお話ではないということです。

#### ○市民①

目的は、合体しない、問題ある病院が一緒になってもうまい結果はできないということ。川を越えて向こうへ行かなければいけない。なぜ、西尾の市民病院が今、川のこっちにあるのに・・・。

### ○尾崎市民病院事務部長

問題がある同志がくつつくというのは、いささかどうかというそういった御意見かと思いますが、碧南と西尾がくつつく大きなメリットの1つは、医師の確保でございます。碧南市民病院も医師は不足しております。私どもも医師が不足しております。ただ、2つの病院がくつついてそのままの病床数で合せるとおよそ700弱になるかと思うのですが、そのままの病床数を維持して、医師数もそのままということであれば、医師不足という形になりますが、くつついた場合に大きくとれば500以上、あるいは400中盤ぐらいの病床数でくつついた場合であれば、医師数は十分になるはずですが、今、何が一番問題なのかといいますと、西尾市民病院、碧南市民病院これからよその公立病院も似た状況でありますけれども、先ほど市長のほうから説明させていただいたとおり、一番最初の問題はやはり医師不足になります。これは、通常ですと大学の医局といわれるそういった組織にお願いしまして医師を派遣していただくわけなのですが、今大学のほうも医師が十分に確保ができていない状況になっています。ですので、大学が医師を派遣する場合は、選択と集中というのやはり考え始めております。なるべく一定の地域の医療を担うというか大規模な病院に集中的に医師を派遣するという傾向は今出ております。そういう面からいきますと、仮に西尾と碧南がくつついて、西尾、碧南地域の医療を多く担うようなことになれば、それはやはり大学としても医師を派遣しやすくなる現状になってくるかと思っておりますので、そういったものも含めて、今、統合することも含めての協力体制の変更はいかがかという投げかけをしている段階であります。

### ○市民①

川を越えて向こうに行くというのは、西尾市民を要するに捨てることです。それは、そんな話はね、おっしゃること自身、おかしいと思う。あくまでも市民を守る形、近くでなぜひかん。それともう一つ、医師が集まらないというのはどういうことか、なぜかと思われませんか。それは明らかなんですよ。というのは、医師は自分の息子を医者にしたいわけです。その医者を、息子を医者にしたいからいい学校に行かなければいかん。いいお医者さんはどこにいるか、大都市です。子どもをいい学校に行かせて、世継ぎをつくるそこが問題なんです。そういうのをわかっていいますか。

### ○尾崎市民病院事務部長

医師が大都市だとかあるいは大病院に集中している理由は、これはおっしゃるとおりです。東京のほうでは、医師も重職し始めて、あるいは、医師が過剰になっているところもどうも出てきているようです。愛知県で言えばやはり、名古屋地域は医師が多いです。公立病院でも尾張地区のほうがやはり医師が足りないといってもこの三河地方よりは多いだろうと。やはり、交通の便だとかそういったことは大きく影響しております。

しかしながら、これは大都市に近いから、遠いからという、西尾は名古屋の近くに持っていくわけにいきませんので、そういったところではできる、できない部分があります。やはり先ほども申しました選択、集中という考え方がある以上は、少しでも大学が医師を派遣していただけるような状況をつくっていくということが必要ではないかというようには考えております。

### ○細田秘書課長

それでは、ほかにこの問題で、御意見のある方、では前の方。

### ○市民②

前の方の意見もそうですけど、そもそも市長も言っているのですけど、民間の病院、更生病院でも刈谷、豊田の総合病院でも民間病院ですので、公立病院とは違いますので、ある程度赤字は当然だというような前提で要するに話を持っていってますので、そこがちょっと問題じゃないかなど。やはり、ある程度私はしょうがないというような形ではなくて、自助努力というのですか、やはり例えば、公務員という形になっていきますので、公務員、民間、要するに民間だったら赤字

だったらボーナスがなしだとか、給料は減らしてだとか、そういうような形である程度、身銭を切ってある程度やっていくのが民間ですね。でないと倒産してしまいますね。だけど、公立病院だからある程度その辺はある程度いいのではないかと、もっと給料をたくさん上げてると、いい先生は無償で来てどうのこうのということは確かに大切なことですが、もっともっとある程度身銭を、自分自身がお金を削るぐらいな気持ちでやっていくというのが、民間では当然のことです。その辺のところをやはりしっかりやっついていかないと、私たちから見ると親方日の丸みたいに見えてしまうんですね。いくら先生方がやってほしいといっても、何言っとるんだ、高い給料ももらっていて、普通の民間の方々からすると、給料も高い、ボーナスも高い、それで赤字で要するに20億円ぐらいの一般会計から市民の税金を要するにやってるようなことだって、これはやはりおかしいのではないかと、やはりそこの大前提のところをしっかりとしていかなないといくら改革だ、改革だとか要するに、経営統合とかどうのこうのとか言ってますけど、僕はそんなことをやっても結局は赤字を抱えてるところをやっていたら民間企業だったら正直言って、黒字になることはありえないし、そんなところに融資なんて普通の銀行が貸しませんよ、追加融資は。そういうところをある程度、要するに公立病院だからある程度そういうような形で税金投入という形で温存させているという形なんですけど、実際それをある程度ずっとやって、要するに改革、改革という形でやっていっても、僕は碧南と統合したからそれでは、赤字がすぐに黒字になるかということは皆さん考えていないし、だったらどうするんだということになると、次の課題をまた考えてというような形になって、先送り、先送りしていくような形になっていくときに、市長が言ったように200億円から250億円の市民病院の建設資金はどうするんだということが、最終的にどうなってくるかということになってくると、正直言ってここである程度、病院統合で要するにお茶をにごすということできなくて、もっともっと、抜本的なところのところを盛り込んでやってもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

#### ○尾崎市民病院事務部長

おっしゃるとおり、税金をどんどん、どんどんつぎ込んではいけないという考えのもとに今回、いろいろな改革プランだとか、統合だとかそういったことを検討させていただいております。確かに給与のこともあります。今、病院としても経費削減のためにも、人を増やしたりとかそういったことにも取り組んで、ただ、医師あるいは看護師の給与ですね、やはり一定水準の水準を保たないと、今は医師が、言い方はちょっと悪いですが、特に不足しておりますので、希望すればどこにでも行けるような状況というのをございます。ですので、一定程度の給料を出さないうちの病院には来てくれなくなる。そこで削るとどんどん、どんどん医師がいなくなる。もう病院としましては、医師がいらない以上はこれはもう経営も何も成り立たないということをございます。それから、看護師もやはり全国的に看護師は仕事がついものですから、やめていかれる方が多いです。ですので、特に尾張地方では、ものすごく看護師が不足をしております。たまたま、西尾市には看護学校がありまして、その看護学校からうちは看護師が入っていただいている状況なのですが、看護師もやはり十分にいますというような状況ではございませんので、そういった医務職に関しましては、一定の給与はどうしても必要になってくるというところは御理解いただきたいと思っております。

#### ○細田秘書課長

よろしいでしょうか。では、後の方。

#### ○市民③

病院の事務方の方に以前聞いたことがあるのですが、過去には私が承知している数では、22の公立病院のうち、1つとか2つしか黒字がなくて、今現在もさっき、6割7割が赤字という話でした。なぜ、どういうところが黒字なのかというのを聞きましたら、第3次救急まで入れていくというようなところは、黒字が多いということでした。多分、医療レベルが高いということだろ

うと思いますが、すごい愚問ですけど、大体、第3次救急の概要とはどういうものか、御教示いただければと思います。

#### ○尾崎市民病院事務部長

3次救急といいますと、まずは病院には、1次救急、2次救急、3次救急というそういった言い方をしております。1次救急というのは、皆さん、普段かかれるお医者さん、開業医の方。2次救急といいますと、西尾市民病院だとか碧南市民病院だとかそういったところが2次救急になります。3次救急になりますと、今度は、高度急性期という本当に重症、今にも亡くなられそうなどという、そういった患者さんに対して医療をするようなところ。例えば、この辺りでいいますと、安城更生と刈谷総合病院この2つが3次救急になります。なぜ3次救急は収益が上がりやすいかといいますと、まず1つは、そういった高度急性期の治療をする場合は、いわゆる点数という言い方をしているのですが、診療報酬が高いですね。例えば集中治療室、ICUだとかそういったものを聞いたことがあるかと思うのですが、そういった集中治療室だとかそういったところで治療をする場合ですと、患者さんに対する診療報酬が非常に高くなります。もちろん裏を返せば、患者さんが病院へお支払いする金額が高くなるということになるのですが、そういった診療報酬が高いこと、それから3次救急ですと通常500床以上の病床がございます。安城更生ですと、700床以上あるかと思いますが、そういったところでどんどん、どんどんそういった急性期、本当に高度急性期の方の手術をして入れていくと、やはり収益が上がりやすい。

それから先ほどの、医師の数に関しましても、選択と集中というような言い方をさせていただきましたが、大学としてもやはりそういった高度医療を守っていくような病院には医師が必ず必要だということは、当然理解をしておりますので、やはり医師が派遣をしていただきやすい、そういった事情もあるかと思えます。そういったことで、3次救急はやはり黒字の傾向がある。公立病院でいいますと春日井市民病院だとか、豊川市民病院だとか岡崎市民病院も3次救急がありますね。岡崎は今、ちょっと黒字にはなっていないですが、春日井だとかそういったところは黒字、春日井はかなり収益があるようです。豊川は、黒字だというほど大きな黒字は出ていないですが、大きな赤字にはなっていない。ただし、そういった場合であっても、市からの繰り入れはあるかと思うのですが、そういった繰入金額が非常に少なくて済んでいるというのは、確かに3次救急にはあると思います。

#### ○細田秘書課長

申しわけございません。この件は、一旦30分になりましたので、一旦ここで区切らせていただきまして、また御意見ある方は最後に、3つのテーマをまとめた御意見、御質問を受けさせていただきますので、一旦この件についてはここで区切らせていただきます。

それでは、次のテーマにまいります。次のテーマは、官民連携で進めるPFI事業の見直しについて、市長より説明をいたします。

#### ○中村 健市長

お手元の資料に基づき、西尾市方式PFI事業の見直しの趣旨、見直し方針公表ごとの動き、SPCとの協議、今後の予定などを説明させていただきます。説明の中で、SPCという言葉が頻繁にまいりますけども、今回、契約をしている相手方事業者のことを指すと思っていただければと思います。まず、見直しの趣旨であります。西尾市では合併初年度の平成23年度から、今後の公共施設のあり方を見直し、公共施設再配置に取り組んでまいりました。

1ページ、公共施設再配置の基本理念、基本方針をごらんください。

公共施設再配置は、無理、むら、無駄の解消と、リスクマネジメント、箱物に依存しない行政サービスの提供、市民と行政がともに考える公共施設の未来の基本理念を踏まえ、人口減少に伴って機能を維持する方策を講じながら、公共施設の保有総量を段階的に圧縮するため、原則として新たな公共施設は建設しないなどの3つの基本方針を掲げ、西尾市の将来の人口及び財政比率



の動きに合わせ、公共施設の保有総量を段階的に圧縮することで、効率的、効果的な施設の維持管理、運営、配置を実現することを目指しています。この公共施設再配置の一環として、5施設の新設、12施設の改修、14施設の解体、160施設の維持管理を行う公共施設再配置第1次プロジェクトをいわゆる西尾市方式PFI事業として、平成28年度にSPCであります株式会社エリアプラン西尾と、最長で30年間、税抜き事業費約198億円の契約を交わし、事業を進めてまいりました。PFI事業は、公共事業の手法の1つでありまして、公共施設などの設計、建設、維持管理運営を民間の資金とノウハウを活用して行うというものであります。西尾市方式PFI事業は、地元企業などに配慮し、5つのプロジェクトを包括して行うものであります。この西尾市方式PFI事業を進めていく中で、市民の皆様の御意見に対し、しっかりと聞く姿勢が足りなかったと感じておりました。決まったことに対する説明は適宜行ってまいりましたが、市民の皆様はどう考えていますかですか、一緒に考えていきましょうという姿勢が足りなかったと思っております。また、地域の拠点となる施設を壊し、新たなスポーツ施設や10階建ての市営住宅をつくるなど、いわゆる箱物中心の面も多く、市民感情からも納得することが難しいと感じておりました。西尾市が進めてきた公共施設再配置や、国が推奨するPFIというものの自体を否定するものではありませんが、西尾市独自のPFI事業は市民不在のまま進められてきたことを問題視し、そのため、事業を一旦凍結して全面的に見直しを行うことといたしました。見直しに当たりましては、関係各所の任意協力により、中止が可能であった事業及び実施ヒアリング結果をもとに、国のガイドラインや、過去のPFI事例などを参考に、事務手続の問題点を検証し、市民の皆様の声を反映させるため、市長と語る意見交換会、PFI事業についての懇談会、西尾市方式PFI事業に関する市民アンケートなどを実施し、平成30年3月に西尾市方式PFI事業検証報告書見直し方針を公表しました。事業の主な検証内容は、1ページ下段にありますVFMの検証、費用の検証、契約書の検証のとおりであります。見直し方針の主なものを紹介いたします。

2ページ、3ページをごらんください。

プロジェクト01、吉良地区の事業では、吉良市民交流センター（仮称）支所棟の新設は、市民アンケートでフィットネススタジオ機能は必要でないと回答した方が、市全域で42.6パーセント、吉良地区で51.7パーセントでありました。市民アンケートや意見交換会などから、フィットネススタジオ機能は、利用者が限定的となる施設に多額の費用を投じることは必要でないと市民の皆様も感じられており、見直し方針では、フィットネススタジオ機能は整備せず、そのスペースは用途変更するといったしました。

4ページ、5ページをごらんください。

プロジェクト02、一色地区の事業では、旧一色支所の解体は、旧本庁舎が平成17年、18年に耐震改修工事を行っているなどの理由から、利活用を望む声が多くあったため、見直し方針では、旧本庁舎は利活用するか、解体するかを引き続き検討するといったしました。これに伴い、旧一色支所を建設予定地としていた多機能型市営住宅は、建設しないといたしました。

6ページ、7ページをごらんください。

プロジェクト03、学校施設の事業では、寺津温水プール（仮称）の新設は、寺津校区町内会長会と寺津町評議委員会総代から要望書が提出されました。この要望では、道路拡張と歩道の確保、寺津小学校敷地を利用した駐車場計画の見直し、及び生徒の安全性確保が必要であるとしております。また、市民アンケートでは、寺津地区の半数の方が見直しすべきと考えていました。これらのことから、現計画では要望内容の実現が見込めないため、見直し方針では建設しないといたしました。この検証内容と見直し方針を詳しく記載いたしました西尾市方式PFI事業検証報告書見直し方針は、市役所や各支所、市ホームページ等でごらんいただけますので、よろしく願います。

次に、見直し方針公表後の動きについて説明をいたします。10ページをごらんください。

見直し方針説明会を4月10日に吉良町公民館、4月11日に一色地域交流センター、16日に西尾市役所、17日に寺津ふれあいセンターで開催し、約360名の方に出席をいただきました。この説明会では、市の見直し方針に対し、多くの方から賛意をいただくことができたと考えております。6月19日、市が事業者に期待するサービス水準の性能、機能等を示した業務要求水準書というものについて、全事業のうちから吉良市民交流センターを除いた変更案を契約書に基づきSPCに通知をしました。これは3月5日に公表した見直し方針に基づき、平成28年に契約した事業内容を変更するものでございます。7月10日、吉良市民交流センター（仮称）支所棟について、市民の皆様から批判が多かったフィットネススタジオ機能を取りやめ、市民の活動拠点を確保することを目的に、生涯学習機能を最優先に検討した用途変更案を作成し、市民の皆様から御意見を募集しました。寄せられた意見を参考に作成いたしました、業務要求水準書の変更案を8月9日に契約書に基づいてSPCに通知をしました。8月6日、SPCが工事一時中止で費用が増加したとして、中止窓口対応業務などの人件費、仮囲い等のリース料などの平成29年度分、約6,000万円の支払いを市に求め、名古屋地方裁判所に提訴しました。これに対しまして市は、工事中止の当初から契約書に基づき支払うべきものは支払うとし、SPCに対し支払うべき費用であることがわかる資料の提出を繰り返し求めてまいりましたが、十分な資料が提出されませんでした。今回の訴訟において、十分な裏づけとなる資料が提出をされれば、問題解決に向けて前進できるものと考えております。

次に、SPCとの協議について説明をします。11ページをごらんください。

見直し方針を公表後、9月までに17回SPCと協議を行ってまいりました。さらに、10月は1回、11月は2回行っております。主な内容としては、工事一時中止に伴う増加費用についてや業務要求水準書の変更案などです。見直し方針では、計画のとおり実施するもの、計画の内容を変更するもの、計画を取りやめるものと方針を定めました。西尾市としては、この計画を見極めることも含め、業務要求水準書の変更という形で対応できると考えておりますが、契約書に解除に関する条項がないことに加え、市とSPCとの間で条項の解釈に違いがあることなどから、見直し協議に時間がかかっている状況にあります。SPCとの協議については、誠心誠意に努め、解決に向けて今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、今後の予定を説明いたします。

3月に公表いたしました見直し方針に基づき、SPCに対し6月19日に吉良市民交流センターを除く施設の、8月9日に吉良市民交流センター（仮称）支所棟の業務要求水準書の変更案を通知しております。現在、その変更案について協議中という状況にあります。また、吉良市民交流センター（仮称）アリーナ棟は、コミュニティ公園体育館や吉良野外趣味活動施設などを集約した、スポーツを中心とした施設として見直し案を作成し、11月28日から12月8日までの間、市民の皆様からの御意見をお聞きいたしました。いただいた御意見を踏まえ、業務要求水準書変更案を完成させ、本日SPCに対し、協議の請求を行いました。吉良市民交流センター（仮称）支所棟は、SPCと業務要求水準書の変更案について協議中ではありますが、津波一次待避所などの防災の一助を担えること、支所棟について工事現場保全費用など、増加費用が生じなくなること、買い取り予定日が移行できることなどから、10月に工事を再開いたしました。この工事は、支所と防災倉庫などの機能は、当初の設計どおり施行し、フィットネススタジオ機能は、生涯学習機能、要は公民館の機能への用途変更に配慮して、建築基準法や消防法の完了検査が受けられる最小限の仕上げをするものであります。

また、旧一色支所本庁舎の今後の扱いについて協議する組織であります一色町役場を考える会が、6月25日に一色地区の任意の有志の住民の方々によって立ち上げられました。これまで考える会が検討してきたことを説明し、地域住民の意向をまとめるための住民集会在、11月11日に開

催され、参加者に対しアンケート調査が行われております。考える会が地域住民の意向を報告書としてまとめ、今月18日に住民の声として市に届けていただいております。この報告を踏まえ地域住民の声を尊重しながら、市としての方針を年度内には決定してまいりたいと考えております。多機能型市営住宅については、建設予定地である旧一色支所の今後の扱いを検討するため、建設を取りやめる方針としました。市営住宅のあり方については、現在見直しを行っております市営住宅長寿命計画の中で、市営住宅の供給方法ですとか、建設場所、戸数を検討していきたいと思っております。寺津温水プール(仮称)につきましては、業務概要の実現が見込めないため建設を取りやめる方針としました。学校プールのあり方につきましては、プールの老朽化の度合いですとか、児童数の状況などを考慮し今後、各学校の実情に合わせた柔軟な計画を策定してまいります。まずは来年度、矢田小学校のプールを廃止し、近隣の温水プールを利用することに切り替え、その状況をよく見極めた上で検討してまいります。

12ページをごらんください。

普段、市民の皆様がPFI事業に対し疑問に思っている点を、Q&Aとしてまとめたものであります。1つ御紹介させていただきますと、左側の一番下、見直しによる財政的な効果は、の問いについてであります。建設や改修を取りやめることで事業費を削減できると考えていますが、現時点では具体的な金額の試算はできていません。事業を包括して発注していることから、個々の事業費が算出できない契約となっているためです。市民が望まない公共施設をつくれれば、長期にわたりその施設を使用し続けなければいけません。市民が望まない施設はつくらないことが、一番の財政的な効果であると考えています。今回の見直し方針は、市民のニーズを反映させたものです。時間の都合上、全てを御紹介できませんが、PFI事業について理解を深めていただければと思います。

以上で、官民連携で進めるPFI事業の見直しの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○細田秘書課長

以上で説明を終わります。それではこのテーマについて、御意見や御質問がある方は挙手をお願いいたします。では、真ん中の方。

#### ○市民④

私は、寺津の温水プールのことで何遍かこういう会議に出させてもらって発言させていただいている者でありますけれども、今回、寺津の温水プールの建設を取りやめる方針ということになっておりますが、文章の中には再検討の余地があるようなことが書いてありますので、多少の期待をしながら、ちょっとそれに関連したことをちょっと質問させていただいて、その回答で意見を確認して言わせていただきますと、来年度矢田小学校のプールを温水プールでありますけれども、民間のスイミングスクールでありますね、それに切りかえて利用するという事なんですけれども、ちょっと私も寺津なものですから、矢田小学校のプールの利用状況がわからないんですけど、矢田小学校というのは年間クラス当たり何時間プールの授業があつて、夏休みに何回プール登校日があつて、それからそれ以外に例えば水泳大会を行うだとか、それから水難防止訓練で服を着ながら水の中に入って浮く訓練をするだとか、それから周辺の保育園児が例えばプール遊びでプールを利用するだとかという、今まで矢田小学校がどのような形で学校のプールを利用されていたか。それを温水プールに切り替わった段階で、どういうふうに例えば、授業があつたとか、行わなくなるとか、授業時間が変わるとかということがあれば、そのことについて比較したビフォーアフターじゃないですけど、数字を教えてくださいと、それから民間のプールに任せるのは、これは矢田小学校の例ではなくて、1校当たり平均でいくぐらい年間費用をかけて民間のプールに授業をお願いするのか。それから先日、市議会で似たような質問があつたと思うんですけど、もし寺津のプールを契約どおり温水プールを建てて、7つぐらいの学校でしたか

ね、それで共同で使うということを仮にした場合、1校当たりの年間のコストというのはいくらぐらいなのかということ、ちょっと長くて申しわけないですけど、以上のことについて、御回答いただければと思います。

#### ○築瀬企画政策課主幹

P F I 検証室の主幹をやっております築瀬と申します。

プールのことについては、本日の直接議題になっていなくて、本来教育委員会が管轄をしてやらせていただいて、今も検討しているところなので、とりあえず先ほど市長から申し上げたとおり、矢田小学校については、校舎の敷地の関係でプールのところに校舎を建てなければいけないという、そういう児童数の激増というやむを得ない事情がありまして、そういう方向で今、動いているという状況に至っております。

したがって、今後プールを各学校が建て替えている、順次老朽化していく、ただそういった温水プールがあるところばかりではないので、とりあえず矢田小学校で試してみるという言い方は悪いのですが、実証実験的なことをやっていくということになっています。今回の寺津小中学校の敷地内に温水プールをつくるということについては、地元の方々が、町内会長を初め、反対が多かったということで、寺津小中学校の敷地内には、そういったものは計画して、今回の P F I の計画の中では、やらないという決定をさせていただいたということになります。申しわけないのですが、今の御質問に対して細かいデータというのは、今日、教育委員会の関係者も参っておりませんので、申しわけないのですが、御照会に御回答することができないということで、御容赦いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### ○市民④

今日、来たときに教育部長が来られてないと思って、この話をすべきかどうか悩んだのですが、一応何か回答があればと思ったのですが、なぜこれを質問したかといいますと、先日の市議会の中で学校のプールを年に5回使い、すなわち2時間通しですから10時間使っている、という話なんです。それで矢田小学校のプールをスイミングスクールのプールを使うときには年4回を考えていますということなものですから、ひょっとしたらこれ1回削られてしまうのかな、それから夏休みもそういうお話がなかったものですから、そうやって削られてしまうのかなということがあったものですから、ですから今後とも寺津の温水プールが当面できないということになりますと、順次老朽化した学校が切り替えていきますよね。そうするとそのたびに、夏休みのプールがなくなる、授業が減るという形になって、これが本当に市民の皆さんの望んでいる学校教育の充実にあたるのかな。確かに専門のインストラクターが授業をするということで、内容は十分確保できるという言い方をされなくもないわけですが、ちょっとそういうことが本来だったら、教育委員会の方が来られるときに話をしたいのですが、無理なお願いかもしれませんが、そういう場をまた設けていただければ、私も、実は、寺津のプールに関しては、1校当たりのローコストキャリアですか、もし、こういうふうにつくった場合は、民間に頼むよりも安く上がるという計算式を私、出したんですよ。ここで話をしてもしょうがないですけど、もしそういう発言の機会があれば、そういうことで民間に出すよりもプールを建設してやった方が安く抑えられますよという実証を数字を挙げてお話ししたいという希望がありましたので、ですから、今回そういうことですから、これで発言を終わらせていただきますけれども、ぜひともプールに関して特化した寺津地区の狭い集まりでも構いませんので、そういうのを一席設けていただくとありがたいのと、以上です。済みません、時間をとらせてしまって。

#### ○細田秘書課長

ほかに御意見等は、いかがでしょうか。このテーマについて、では後ろの方お願いします。今、マイクを回します。

#### ○市民⑤

2点について教えていただきたいことがあります。1点目は、事業費が198億円ということだったんですけど、見直しによる財政効果のところでは個々の対策に対し金額が試算できていませんということなんですけど、この198億円の内訳がわからないままの発注になったのかなというのが1点目です。もう1点は、今回このSPCの保証を受けてということなんですけど、今回そういう契約なってしまったということに対して、では次はそういうことが起こらないようにするためにどういう対策を取っていくとか、そういうプランがあるのであればぜひお聞かせ願いたいと思います。

#### ○築瀬企画政策課主幹

今、2点御質問をいただきました。まず、1点目につきまして、198億円の内訳などが明確に定まっているのかという御質問でございます。計画書というのは、198億円の総額が記載されたものになっておりまして、今回のPFIの包括的なPFI、西尾市方式というのは、包括的なPFIという言い方をしておりますけれども、何が最大の特徴かといいますと、建設費ですとかそれから施設の運営費ですとか、改修費ですとかそういったような維持管理のお金、それぞれ明確に分けずに相互に例えば、建設費が余ればそれを事業費に回すとか、事業費が余れば建設費に回すとか、そういうことができるのが最大の特徴であるということで始まっております。したがって、大体SPCから、業者からの提案で例えば、吉良市民交流センターという支所とアリーナ棟、これら運営費含めて大体50億円ぐらいとか、そういうぼやっとした感じでお金が分配されているのですが、そういうような状況になっておりますので、本来事業ごとにいくらということで契約を結んでいくというのが本来のやり方だったのですけれども、今回包括発注方式になっているということで、そのところが非常にあいまいになっているというのが、1つ目のお答えであります。

2つ目、今後、市は同じようなPFIをやっていくのかという趣旨の御質問かと思えます。ことしの3月5日に検証報告書を出させていただきました。その中でいろいろと悪い点も含めて検証させていただいたということになっております。今後は、この検証を踏まえて悪い部分については、同様の失敗をしないようにということで、もし次にPFIをやるにしても、今回検証した内容が満たされるような形で進めていくということになろうかと思えます。以上でございます。

#### ○細田秘書課長

よろしいでしょうか。

#### ○中村 健市長

補足で説明させていただきます。

2件目の御質問に対する答えでありますけれども、今回このPFI事業を西尾市方式というのが西尾市としては初めてやるPFIでありましたので、組織として全然ノウハウ等もない中で、日本初と言われる方式をやりました。当然、PFIは専門性が高いので、通常コンサルタントなどを活用してやっていく話であって、コンサルタントに悪意はなかったと思いますが、ただ結果としてただ使うべきコンサルタントに使われてしまったという認識を僕自身持っています。

また、役所の内部における意思決定に対してもかなり直接的なところがあって、強引なところがありましたので、そういう反省点とかは、今回のところを踏まえて、かなり明文化していないというものもありますけれども、蓄積されておりますので、今後はそういったことが起こらないように徹底していきたいというように思います。

#### ○細田秘書課長

よろしいでしょうか。まだまだ御意見があるようですけど、一旦このテーマ、30分経過いたしましたので、一旦ここで区切らせていただきます。また、意見がある方は最後に意見の場を設けますのでお願いします。それでは、次のテーマにまいります。次のテーマは、産業廃棄物処分場問題について市長から説明をいたします。

#### ○中村 健市長

最初に資料の構成についてであります。上段が1ページ、下段が2ページというような形でページ番号をつけておりますので、お間違いのないようお願いをいたします。

それでは1ページをごらんください。

一色町生田竹生新田周辺の航空写真です。三河湾沿岸部の一色中学校の隣接地、赤色の線で囲まれている区域において、民間事業者が巨大な産業廃棄物処分場を計画しております。なお、産業廃棄物を略して産廃と呼ばせていただきますので、よろしくお願いします。この産廃処分場の計画区域内には、別の事業者が設置し、管理を途中でやめてしまい放置された産廃処分場の跡地があります。計画地の近くには、一色中学校のほかに住居や地域ブランドの認定を受けた一色産うなぎの養殖場があり、三河湾はノリの養殖やアサリを初めとする魚介類の漁場となっております。また、この地域は2ページにありますように、明治中期に海を埋め立ててできた新田でありますので、非常に軟弱な地盤であることも想像できます。このような場所に新たな産廃処分場が計画されています。

次に3ページ、産廃処分場問題の経緯をごらんください。

昭和59年に鋳物砂を処分するための産廃処分場が設置され、平成6年に拡張されました。この時点で処分する産廃も、焼却灰や汚泥、廃プラスチックなどに拡大されました。また、この処分場には西尾市が排出した焼却灰も処分されていますので、市としても一定の責任を負っていると言えます。平成15年には、排水処理施設の運転が停止し、平成18年には愛知県から施設の許可が取り消されるという事態に至っております。その後、放置されたこの産廃処分場跡地の問題に苦慮していたところ、平成25年に三重県の事業者から、放置された産廃処分場跡地の無害化と新たな産廃処分場の設置が市に提案されました。なお、提案を受ける前に、この事業者と市との間で定期的に勉強会が開催されていたようであります。この勉強会に臨む市の基本的な姿勢というのは、放置された産廃処分場跡地からの汚水の漏れ出し等による周辺環境への影響を未然に防止するためには、今後の方策として産廃処分場跡地の無害化を解決方法の1つと考えており、単に新たな処分場だけを設置することは排除すべきであるという考えだったようであります。こうした考えから、当時、市としては産廃跡地の問題に対し、多額の税金を投入せずに解決できることから、用地買収を事業者が進めていくことに対しても話し合いがなされていたことも事実であります。ちなみに香川県の豊島というところでは、不法投棄された産廃を全量運び出しするために、約560億円の税金と15年以上の歳月をかけ、問題解決に向かっていくという事例もあり、当時は産廃跡地の無害化とあわせた、新たな産廃処分場建設も1つの方策であるという考えになったのではないかと思います。しかし、その後、平成26年になりまして、愛知県から南海トラフ巨大地震による被害想定を公表したことを受け、市としては有識者により産廃跡地の問題と新たな産廃処分場建設の問題について協議を進めました。

4ページ、放置された産廃処分場跡地の概要をごらんください。

産廃処分場跡地への対応に関し、平成26年度から29年度にかけて、地域住民や地場産業団体の代表、弁護士、大学教授などを委員として、今後の解決手法について協議を重ねました。協議結果は、県や市の周辺環境調査で異常が見られていないこと、植物が繁茂していること、生き物の生息が確認できることから、現時点では掘り返しなどを行わずに、環境監視を継続強化していくべきとの提案書を取りまとめられ、報告がされております。市としては、この提案は専門的知見を踏まえた提案であるため、内容を尊重し、周辺環境の調査を現在も継続しているところであります。しかし、危惧されております南海トラフ巨大地震が発生した場合、放置されているこの産廃跡地も影響を受けることが十分に考えられますので、市といたしましては、愛知県に対し、三河湾や周辺環境に影響が出る前に行政代執行を行っていただくよう今後も要望していきたいと考えておりますし、その場合には当然西尾市としても代執行に協力をしてまいります。

5ページ、民間事業者による新規産廃処分場計画の概要をごらんください。

事業概要は、産廃処分場の焼却施設の設置とされています。産廃処分場跡地の無害化が必須であったため、焼却施設と埋め立て処分場を設置し、跡地に埋められた廃棄物を掘り返し、焼却して無害化し、隣につくる埋め立て処分場で処理していくという計画であります。計画面積は約53ヘクタール、埋め立て容量は約1,000万立方メートル、ナゴヤドーム約6個分の容量となります。年間約30万トンの受け入れ、1日当たりでは約1,250トン、10トントラックで125台分となります。埋め立て期間は40年から50年という日本最大級の計画でありました。施設設置の許可は愛知県知事となりますが、許可されると産廃は愛知県内だけでなく、全国から運び込まれます。数十年後になって埋め立てを終えた後も、汚水処理施設は管理し続けなければなりませんし、汚水処理が適正に行われたとしても、廃棄物が分解するまでこの場所に残ります。このような事業計画が示されたあと、事業者は用地買収を進め、現在、産廃跡地の部分と計画地内の一部の土地を除き、土地売買契約を終えていることを把握しております。しかし、施設設置に向けた届け出は行われておりません。

次に6ページ、南海トラフ地震による被害想定等をごらんください。

新たな産廃処分場建設計画が市に提案された約10カ月後、愛知県が南海トラフ地震の被害想定を公表しました。西尾市では最大震度7、死者数3,200人という想定外の内容でありました。産廃処分場計画地周辺の被害想定を見ると、津波の関係では、最大津波高が4.4メートル、計画地を含め、周辺が浸水するというものでありました。

7ページをごらんください。

計画地周辺の最大震度は6強、液状化リスクは極めて高い地域とされ、昭和20年の三河地震では、この新田において60センチの地盤沈下が発生したと記録されています。このような被害が想定されているこの場所が、産廃処分場建設地として適しているのかという視点について研究をするため、有識者により影響調査研究会を設置し、専門的かつ客観的に研究をしていただきました。その結果等については、9ページから11ページにかけて掲載をしております。影響調査研究会は、環境影響評価、教育環境、環境技術、内湾環境、野鳥環境、地域経済、防災技術、地盤工学を専門とする7名の有識者で構成し、建設地としての適否について研究を行っていただきました。先に結論から申し上げますと、今回の産廃処分場の建設は回避されることが望ましいとの研究結果が示されました。その結論に至った有識者の主な意見を御紹介いたしますと、9ページの三河湾の環境の観点では、産廃処分場から三河湾に有害物質が流出した場合に、愛知県だけでなく全国の消費者に影響してしまうことや、県全体の漁業従事者の生活が損なわれることが指摘されました。10ページの教育環境の観点では、計画地から一色中学校までは約150メートルと近距離にあることなどから、悪臭や空気の汚れ、処分場内で作業する重機の騒音などの問題が発生し、学校生活に大きな影響が懸念されることや、運搬車両が何百台も通行することになれば、通学時の危険につながるため、適当とは言いがたいとの指摘がありました。11ページの経済の観点では、産廃処分場による衛生や騒音などの健康面、精神面での被害や、産業界への風評被害も懸念され、地域経済にも悪影響が考えられることが指摘されました。また、防災、地盤の観点では、南海トラフ地震発生時の切迫性が高いこと、計画地は海拔ゼロメートル地帯であり、地震時にはさらに地盤が沈下し、浸水する可能性が高いこと。地震により海岸堤防の決壊や沈下が予想され、堤防機能が期待できないことが指摘されました。こうした意見を総合的に判断された結果、結論として産廃処理施設の建設は、多方面にわたって悪影響を及ぼすことが明白になった。現世代のみならず、次世代の西尾市民また愛知県民にとって、不利益をもたらす今回の産廃処理施設の建設は、回避されることが望ましいとの意見が示されました。12ページに、影響調査研究会の委員でありました名城大学の鈴木教授が、三河湾への汚濁物質の拡散を予測した結果を掲載しております。産廃処分場建設地から、5日間にわたって汚濁物質が漏れ出した場合、10日間で潮の流れや風によって、どのように湾内に拡散していくかを予測したものであります。8月、1月と季節によって違

いはありますが、たった5日間汚濁物質が漏れ出しただけで、三河湾の主要な漁場を失うことが示されています。

13ページをごらんください。

建設地の前面には、三河湾最大の一色干潟が広がります。干潟に生息するアサリなどの二枚貝には、水質を浄化する働きがあることがわかっており、三河湾の環境に大きく影響していると言えます。もし、干潟が汚染されることにでもなれば、保全すべき西尾市の財産を失ってしまうこととなります。

次に14ページ、新たな産廃処分場建設反対に関する要望等をごらんください。

産廃処分場建設の問題には、市民の方や各種団体を中心として反対の声が高まっています。市民の反対活動としては、平成27年に地元の生田町内会が署名活動を実施し、また地元の方や各種団体を中心となって立ち上げられました三河湾沿岸の環境、生活、産業を守る会においても署名活動が行われました。さらに、今年の5月には、地元にとどまらず、産業関係団体、環境団体、また市民で構成する産廃建設阻止西尾市民会議が立ち上がっており、昨日、つボイノリオさんに特別顧問をお引き受けいただいたということで、一層反対の声が大きくなっている状況にあります。

また、15ページにありますように、三河湾への影響を懸念して、漁業団体もまた西尾市議会においても、愛知県知事宛てに意見書が提出しております。西尾市といたしましても、平成29年前市長が愛知県知事宛てに、建設を許可しないことを求める要望書を提出しています。その後、ことしの5月には、私みずから先ほど御説明申し上げました影響調査研究会の研究結果を受け、再度愛知県知事宛てに要望書を提出しております。皆様の生活環境や豊かな海三河湾、そして一色干潟を保全するとともに、海、川、山といった自然豊かな西尾市を未来に引き継ぐことは、今を生きる私たちの責任と言えます。また、地域ブランドに認定されております一色産うなぎ、西尾の抹茶、三河一色えびせんべいを初めとする地場産業を守ることも重要なことと言えます。

では最後に、どうすれば建設を阻止することにつながるのかということについて、触れさせていただきます。産廃処分場の設置を許可するのは愛知県知事です。県は事業者から施設の設置申請が提出された場合、廃棄物処理法に基づき審査することになります。県としては、事業者から提出された書類に不備がない場合には、許可をしなければなりません。仮に一色町生田の三河湾沿岸域において、新たに1カ所許可されてしまうと、西尾地区や吉良地区の同じような場所でも、産廃処分場が設置できるという事実を示すことになってしまいます。栃木県的那須塩原市では、平成の初めごろに数カ所しかなかった埋め立て処分場が、その後一気にふえ、現在では130カ所にも膨れ上がってしまったという状況もございます。西尾市もそうならないために、私自身一貫して、今回の産廃処分場建設には反対の意思を示しています。事業者が市民の反対の声を受け、自主的に撤退することが最も望まれることではありますが、手続が進められた段階においては、県が行う書類審査をより慎重にさせていただくことも重要だと考えています。産廃処分場の建設計画が進められた段階で阻止できた例として、熊本県水俣市が挙げられます。水俣市では、環境アセスメントの手続きが進められた段階で、市民の方から多くの質問が出され、それに事業者が対応しきれずに撤退に至ったということを聞いております。水俣市の例のように、市民の反対の声を今以上に大きくすることが大切であります。具体的には、5月に立ち上げられました産廃建設阻止西尾市民会議に、活動に御賛同いただける多くの皆様に参画していただき、活動を維持・活発化していくことが必要となります。私自身は、今後も今回の産廃処分場建設には、一貫して反対してまいりますので、皆様もこの問題に関心を持ち続けて、正しい情報を拡散し、できることに参加をして行動していただきたいと思います。

以上で、産業廃棄物最終処分場問題についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。



### ○細田秘書課長

以上で説明を終わります。

御意見や御質問などある方は、挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか、この産廃の問題について。

では、後ろの方。

### ○市民⑥

今、産廃処分予定地なんですけど、ここの地権者数は何人ぐらいいるのか。あるいは業者に買い占められている面積はどれぐらいあるのか。そういうことがわかればお知らせいただきたいのですが。

### ○鈴木産廃対策室長

市の産廃対策室長をしております鈴木でございます。

まず、地権者数ということでございますけれども、市のほうでは正確にはちょっと把握しておりませんでした。53ヘクタールのうち数十人、100人に近い、多分、数だったと思っておりますけれども、地権者の方がお見えになりました。この53ヘクタールのうち、今、約50ヘクタールぐらいが現在もう買収されておりますけれども、その50ヘクタールという中には、今、赤色で囲まれた区域外も実は、土地も購入されておまして、その土地につきましては、計画地内の代替地として購入されたのかなということで今継続しております。この計画地そのものの買収という約80%。まだ20%程度の方が買収この買収には応じていない。買収には応じていない地主の方に話をお聞きすると、これはもう死ぬまでこの土地は手放さない、ということ দিয়েみえる。本当に頼もしい地主の方もお見えになるというような現状でございます。

### ○細田秘書課長

よろしいでしょうか。

では、ほかに、では真ん中の方お願いします。

### ○市民⑦

産廃絶対反対という立場からお話をさせていただきたいと思っております。まずは、現在産廃というより、その後につくられるかもしれないその巨大産廃の問題ですが、やはり現状では、とにかくいろいろな化学物質の影響ですね、そのことをちゃんと考えないといけないので、これ有害物質いろいろ書いてありますが、多分いろいろな例えば、環境ホルモンであるとか、それは考慮されていないというように考えます。それで有害化学物質の害ですが、人体において化学物質におけるリスクコミュニケーションというのは3とおありまして、さっきの環境ホルモンみたいなホルモン、それから神経、それから免疫その3つの系統です。そのうち特に免疫については、アメリカのジャーナリストが免疫の逆襲という本を出していますが、要するに産廃付近でもそういう自己免疫疾患というのが非常に増えている。自己免疫疾患というのは、今でもその本が書かれた当時、アメリカでは、女性で7人に1人、人口で15人に1人が自己免疫疾患。日本でも多分10%とかそういうレベルだと思います。それはその本で産廃の話題がかなりページを割いて書かれています。

それから神経に対する問題ですが、その化学物質の神経に対する問題で、もっとも重要なことは自閉症ですね。自閉症シンドロームというのが、まずその化学物質のせいであるというように言われています。それがすぐ隣に一色中学校があるわけですから、そういう教育上の問題があるし、そういう意味では僕は今でも掘り返して処理するべきだと。この中で化学物質が多く含まれているのは廃プラスチックですね。新しいそういう処分場ができれば、そこでいろいろなものを燃やすわけですから、燃やした灰とかそういうものが各所に散乱します。

それから、最後の環境ホルモンですが、これについてはそこら中で問題になっている性同一性障害ですね。LGBTとか不妊の問題とかどれをとっても10%を超えるような大変な問題で、こ

のまま放置すればいずれ花粉症みたいな3人に1人とかそういう状態になっていくという、今そういう状態です。そういうことを全く、少なくとも今まで問題にしていけないというように思われますので、それはちゃんと考えてほしいと思います。

それからどうやって止めるかという方策ですが、それについてはひとと言ですね。西尾市は三河湾を守るんだという、そういう旗を明確に立ててほしい。もう碧南でも蒲郡でも三河湾をつぶしてきただけです。今でもつぶしているだけです。そういう方針で臨んでいただきたいというように思っております。以上です。

#### ○鈴木産廃対策室長

御質問のほう、ありがとうございます。確かに、産廃の中には、最終処分場というのは、学者に言わせると、ここは化学工場だよということが言われております。先ほど言われました廃プラ、あと焼却灰、汚泥等どんな物質が含まれているかわからない。化学実験をされた方というのは、例えば中学生、高校生、化学実験をされた方はわかると思いますけど、いろいろな元素が引つくと、もうとんでもない有害なものが生み出されてしまうということがあります。有識者に言わせると、この最終処分場の中でそういった化学変動が起きるともう2万物質、3万物質を超えるような数の物質が生成されるというようなことが言われております。

では、そのたくさんある化学物質の中で実際に国が規制をする物質はどれだけかということ、皆さん大体どれぐらいだと思いますか。実は、ダイオキシンを初め、水銀等も入っておりますけれども、50前後しかないんですよ。たったそれだけしかないんです。それ以外のものについては、野放しとってはちょっと言い過ぎなんですけれども、先ほど言われた環境ホルモン、そういったものですね、基準値というものが全く今現在示されておられません。環境ホルモンはそのまま排出、川に流れる、もしくは海に直接流れるというようなことがあります。当然、ホルモンが流れ出た場合、それを動植物が吸収します。その動植物を人間が食べるということになると、人間の体の中にそういったものが蓄積される。人間の体の中に蓄積されたいい例としましては、まさに先ほどの市長の申しました水俣公害ですね。水銀、これが魚がその水銀を食べて、その魚を毎日のように人が食べる。地元の人が特に食べた場合、水銀が体の中に蓄積されて、水俣病というように、公害問題というのは水俣だけではございません。イタイイタイ病とか四日市ぜんそくとかいろいろあります。そういったことにつながらないためにも、市でも行政としてできることは当然やらさせていただきます。行政としてできないこと、これは市民の方々と中心となって、許可権利者である県のほうに報告して届けていただきたいというところ。そうやって行政と市民がタイアップして、愛知県連を持つ愛知県知事のほうにその声を届けていくというようなことをしていただいております。本当に今、質問されたとおり、かなりの物質がそのまま垂れ流しに近いような状態、それが今の国の法律なんですね。その法律も変えていかなければ今後いけないと、西尾市としても思っておりますので。ただ法律を変えるに当たっても皆さん方の声が大きな力となるかと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○細田秘書課長

ほか、このテーマについていかがでしょうか。

#### ○市民③

産業廃棄物のこの定義ですけど、産業廃棄物処分場のこういう津波が来るということがわかっていでしょう。東南海地震が来るというのはわかっていますよね。地震が来て津波が来る、その汚物はどうなりますか。陸地の中の中のほうまでずっと流れていくわけですね。こういう例というのは、福島東京電力の原子力発電所でもわかっているわけですから、そういうわかっていることをなぜこういう場でごちゃごちゃやっている。ここはいかんと、三河湾、産廃をつくっていいわけがないですよ。設置場所には適さないここは。地震で奥のほうへ流されて汚物が行ったら、その汚物の中に何が入っているかわからないですよ。そういうものはあってはいけない、

そういうふうに行政のまちとして、全体的に禁止する地域、そういうことを言っていただきたいと思います。以上です。

#### ○鈴木産廃対策室長

御質問ありがとうございます。そのとおりだと思います。被害を受けるのは三河湾だけではございません。福島、2011年の東日本大震災、津波で陸地のほうまで相当真っ黒な水が流れ込んできたというのを皆さん目の当たりに見ているとことと思います。東南海地震、東海地震、南海トラフに起因した地震が発生した場合、愛知県が想定しているとおりの、最大津波高4.4メートルというものが来て、堤防が75%がもう流されて、75%が沈下してしまう。4メートルのものがくれば当然浸水をする。その浸水の水が内陸部まで行けば、もうとんでもないことになると思います。当然、市としましては昨年5月そして今年5月、前市長そして現市長がこういった危機感、危機がありますので、愛知県知事宛てに今後、産廃処分場というのはどこかには必要なのですけれども、被害がもう想定される。しかも南海トラフの地震というのが100年から150年単位で必ず来る地震でございます。そういったところで影響を受けるような場所、ここは本当に適地ではないでしょうと有識者が言われるとおりのことで、西尾市としましてはここは危ないですよということをもう何度も何度も県のほうに働きかけて、要望していきたいと思っています。

それとちょうど1週間後になります、12月27日でございますけれども、市長と私のほうで、環境省のほうに行ってきます。県のさらに上級機関である環境省、そちらのほうに行きまして、今の話、要望してきたいと思いますので、御理解いただけますようお願いいたします。

#### ○細田秘書課長

それでは、ここから今回御説明いたしました3つのテーマについて、御意見や御質問を受けたいと思います。なお、終了としましては、午後8時30分とさせていただきますので、よろしくお願ひします。それでは、御意見、御質問のある方お願ひします。一番後ろの方からお願ひします。

#### ○市民⑨

こういう説明会を開いていただいてありがとうございます。PFIについてですけど、前々からモヤモヤしてしまっていて、イライラが募っています。そういうイライラが結局市長選で中村市長が誕生されたと思いますね。西尾のですね、市長、スタッフ協力して、ぜひPFIを凍結して、全面見直し。これをなしにしないと、この先ずっと引きずっていきます。ぜひ、自信を持ってぶれないで、スタッフをSPCの交渉でしよう、そのスタッフを強力にしてください。どんなに金かけても、で、泣かない、将来的に。それになしにしてください、契約を。こんなものに30年間も拘束されるのは嫌ですよ。それをみんな怒っていると思いますよ。まだ何も知らされていないですよ、勝手に決められているんですから、何回か言われたように、市民をないがしろに見えますよ。せっかくその意欲を持って中村市長誕生されたのですから、自信を持ってぜひ推し進めてください。よろしくお願ひします。

#### ○中村 健市長

ありがとうございます。現行で契約はスタートしておりますので、その範囲内の中で一番最適だと思うものが3月の見直し方針になりますので、あとはそれが実現できるような形で本当にスタッフは強力にしていけないといけないと思いますし、職員はもちろんですけれども、協議に臨んでいただいている代理人の弁護士も優秀な弁護士4人の体制でやっておりますので、何とか市の考えが実現できるようにとやってみますので、よろしくお願ひします

#### ○細田秘書課長

それでは真ん中の方。今、マイクをお持ちします。

#### ○市民⑩

まず1つは今、言われたことと全く同じようなことを言おうと思ったのですが、もう一つは先ほど言われました病院のことなんですけど、確かに財政面ですごく経営というのは厳しいのは

わかります。ただ、もう一つやっぱり大きなこととしては、急病だとか何だかの場合に、最初にかかりつけの医者があっても、普段昼間ならまだ対応していただけるのですが、例えば吉良の方で万が一に急病があった場合、救急車先ほど来るときに会ったのですが、そういう時間帯に来た場合に、今までの市民病院ならまだ時間がある程度、来てもらってから対応がすぐできるのですが、さらに碧南のほうまで行ってしまうと、そこまでの時間、そう大した病気とか何かでなければいいのですが、本当に一命を争うようなときだと、本当にどうしよう、どうしようといったときに、やはり西尾の市の中に市民病院というものを確かに大変財政上厳しいとは思いますが、あることの安心という意味もありまして、大きなテーマとして、財政面のほうから西尾市民の人命にかかわっているということをおきたいなと思ひまして、意見させていただきました。

#### ○尾崎市民病院事務部長

御意見ありがとうございます。

そういった御意見も重々承知しております。今現在、評価委員会のほうで、そういったところも含めて検討をしていきたいと思ひます。評価委員会の中でもそういった御意見をいただいておりますので、そういった御意見も含めて、総合的に判断を進めていきたいと思ひます。

#### ○細田秘書課長

それでは、ほかにどなたかございませんか。

#### ○市民⑩

市民病院のことについてですが、今後協議をするというよりは、何かこうどういうふうにするかということをお碧南のほうに申し入れたということをお記事にしてから、4つぐらいパターンを考えたんですね。今、話を聞いていると非常に皆さんが、心情的に訴えられているのですが、私が能天気なことを言ったら怒られてしまうかもしれませんが、既に愛知県内、いくつかそういうように病院を統合させたという例があつて、それを1つずつ思つてたんですね。先般、碧南のほうから碧南市側につくってくれるのなら統合をしていくというようなことが書いてありまして、それが考えてみれば、西知多総合病院というのは確か、東海市と知多市がそういうような形で完全統合させて1つにさせたというのを思い出してみました。それから、市立半田病院といつて半田の市民病院に相当する病院が津波の影響があるかもしれないということで今ある場所ではなくて、内陸のほうに建築し直すということ、話が進んでいるんですね。そうしたら、その場所のすぐ近くに常滑の市民病院があつて、常滑の市民病院が「おい、おい、そんなものまたつくってもらっては困るよ」と言ったら、統合して、診療科を分けるような形、常滑のほうに例えばリハビリみたいな、それから先ほど市民病院の方が、西尾市は緊急外来をよく受け入れていますということをお言つたものですから、例えば碧南のほうにそういうリハビリの部分をお、西尾のほうに救急部門という形で、なるべく診療科の重複をおなさないように2つに分けてつくる方法もあるのかなと。

それからもう一つは、刈谷と高浜のやり方ですね。高浜の市民病院がもう刈谷と豊田総合病院のほうがお大きいから、高浜はその分院でいいと。簡易検査だとか、それから比較的によくある診察みたいなものはそこでやる。ただ、分院では対応できないから精密検査が必要だと、手術が必要ですよと言つたら、患者をお本院のほうに回していくなど、そういう振り方があると思ひます。

あと1つは、これは病院ではないですが、名古屋大学、岐阜大学がおその経営統合ですね、あくまでキャンパスだとか生徒の受入れとかは別個だけれども、事務部門は全て統一してやつて、これは三重大学だとか周辺の大学に呼びかけているみたいなんですけど、そういう方法もあるかな。ただ、そうなりますと、医師の確保というのが1つの窓口できるかもしれませんが、受け入れてから西尾に行つてくれ、碧南に行つてくれというような形になってしまうと、また人員の確保がお難しいのかな。もちろんそういう既にある例を見ながら、どういふ方法を取られたらいい

のかなと、私の今、これは勝手な妄想ですからね、無視していただいて結構なんですけれども、どうしても西尾のほうとして見れば、仮に碧南につくるとしたならば、可能な限り西尾に近いほうがいいと。碧南はどうしても地元ではないから、そうすると中畑橋渡ってすぐのところが一番無難なのかな。だけど悩ましい話で、本当にね、僕の家がそこなんだろうがないですけど、なんであそこを切り開いたんだろう、地続きだったら問題はないんだけど、あそこを掘削して川にしたものだからどうしても碧南に行くには橋を渡らなければいけない、だからそれが唯一すぐに対応できるとなれば、棚尾橋か、中畑橋か。だけどそれは昨今、ごみ処分場の産廃の話なんですけど、もし、津波が来た場合にその川西ですからね。ですから、そうするとちょっと難しいかな。それでちょっと思ったのが、今、中央リニアの工事をやっています、トンネルの残土が出るんですね。それをもらってきて、あそこの碧南側のあたりに2メートルか3メートルぐらいかさ上げして、JR東海の工事が、いや、残土の処理だからうちはやらないけど、お宅さんが残土の処理をしたいのだったら、この場所を貸してあげるよとか言いながら、盛り土しちゃうとかそういうのを考えたりしていたんですけど、何らか事前に皆さんが話し合っている資料を見て、既に診療科を分けてみたらどうかとか、そういう話もされているので、釈迦に説法かもしれませんが、一度何かそういう部分で、もう少し文字だけではなくて、ビジュアル的に知多のほうではこうしています。半田と常滑ではこうしています。刈谷と高浜ではこうしていますというように実例を見せて、それで皆さんどうでしょうか、こういうメリットがありますよ、デメリットがありますよというような形で示されたほうが議論がしやすいのかなというのがあります。ですから、私の場合には特に、どれがいいとかいうあれではないですけども、そういうことを思いました。意見としてですから特に回答は必要ありません。

#### ○尾崎市民病院事務部長

ありがとうございます。おっしゃられた事例というの、私ども重々承知をしておりますが、言われるとおりの事例を皆さんにお示しできるとわかりやすいかもしれないと思いますので、また今後、採用させていただきます。

#### ○細田秘書課長

後ほかに御意見はございますか。今の方のお隣の方。

#### ○市民⑫

市民病院の話になるんですけども、今度、岡崎の中島に藤田学園が来るというお話を聞いております。そうなりますと、今、市民病院、各市民病院があるんですけども、そのことを見据えて計画して見えるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

#### ○尾崎市民病院事務部長

藤田学園、確かに岡崎にできます。これに関しましては、影響は非常に大きなものになるというようには考えております。それも含めまして、今後どういった改革が必要なのかということも考えていかなければいけないというように思っておりますが、具体的に今の状況のまま藤田学園が来たら、対応は可能かどうかというのは非常に難しい問題だということです。そういったことも含めまして、先ほど冒頭に市長からの説明がございました改革プランとかあるいは、もっと根本的な改革ですね、統合だとか、あるいは民間移譲だとかそういったことも含めて、今後、検討は進められてきたと思いますが、当然まず一番可能性が見られるところが碧南との統合という形になってくるかと思いますが、ただ碧南との統合のお話に関しましては、もう碧南側につくるとするのは、あくまで碧南市側の条件というようになってまいります。ですので、私どもも碧南側の条件を無条件で飲むというそういう姿勢で挑んでいるわけではございませんので、市民の皆さんも、碧南側になるのであればもうこれは絶対反対だということであれば、それはこの話は壊れる可能性も出てまいります。ですので今、評価委員会、市民の方を含めた評価委員会の中で御意見いただいて、どうするべきかということを検討させていただいている最中です。これ

につきましては、今年度中には結論を出しまして、碧南市のほうにお返事をするような形になってくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○細田秘書課長**

ほかはいかがでしょうか。一番向こうの。

**○市民⑬**

市民病院ですけれども、来年の1月17日の木曜日に第3回の市民病院の会議、中期計画等委員会があって、そこで一定の結論を出すということは伺っていますけど、一応新聞紙上では、その結論が、西尾市としてはまた再度、西尾市としての結論を出すというように聞いてますけど、そうする場合、議会との調整ですね。それはどのような形になっていくのか教えてほしいのですけど。

**○尾崎市民病院事務部長**

今おっしゃられるとおり、1月17日に評価委員会のほうで一定の結論を出していく予定ではあります。この結論づけた後の評価委員会が市のほうに、こういった考えはどうかというように言っていただく形になりますので、その御意見に対して市政世論調査だとか、こういったところでいただいた御意見だとかを総合的に判断をして、碧南市への回答をつくっていく形になります。ただ議会へもやはり意見の御報告は必要だと思います。全員協議会という、議会の中でそういった会議を開くことが可能となりますので、そういった全員協議会の中で、議会のほうには御報告をしてみたいと思っております。今、考えておりますのは、そういった方針を評価委員会からの方針をいただいた段階、それから私どもが市としての回答をつくった段階、そういった段階では議会のほうに御報告をしてみたいというように考えております。以上でございます。

**○細田秘書課長**

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。きょうのテーマに沿った。どうぞ。

**○市民⑭**

産廃の問題に対して、ちょっと説明をいただきたいと思っております。私、28まで生田、あそここの手前の松木島で、28年間暮らしました。それで、先ほど話をされたのですが、もう50ヘクタールも土地が売却されていると。それで事業者、三重県の実業家さんか、あのレポートを出して、それがよかったら、それは愛知県知事が許可を出さなければいけないということ先ほど言われましたと思うのですが、それに対して少々難題だと思って、どんな方策でただ反対だけでなく、どのような格好で反対運動を盛り上げていかれるのかなということ説明してほしいなと思います。

**○鈴木産廃対策室長**

ありがとうございます。反対運動につきましては、先ほど市長から説明があったとおり、今年5月に、産廃建設阻止西尾市民会議という団体ができたんです。本日の資料の中にもその市民会議の連絡先等記載されておりますので、その市民会議が特にやっているということが、黄色いのはり旗、これをつくらせまして、それを勧誘された方々に配付して、それがその購入した方の土地にどんどん、どんどん建てられている。真っ黄色の色の旗ですから、すぐにその旗がわかります。去年、おとしぐらだと、本当に生田という地区この本当の地区なんですけれども、それ以外に千間という地区も御存じですよ。松木島という地区でも今、その旗がですね、どんどん立ち始めておまして、去年の半ばすぎぐらから旧西尾市でもこの黄色い旗がだんだん立ち始めておますので、この活動に御賛同いただける方、ぜひお手元の資料の連絡先のほうに電話をいただいて、市民の方としてできる活動をしていただきたいと思っております。

それと旗だけではないんです。実際、駅、主要幹線道路というところで実際そこに出向いてチラシを配ったり、主要幹線道路で旗を立てて、産廃反対の旗を立てて啓発活動をしているというところ。あと、市としましてもそれなりの内容を今検討中で、近いうちにどういったことをやる

のかというのを皆様方のほうにお示しできるといいと考えております。

**○細田秘書課長**

まだほかに御意見、仮にこの場では言いにくいなということがございましたら、今お配りしておりますアンケート用紙に記入していただきまして御意見のほうお寄せいただければと思います。

それでは、これを持ちまして本日の会議は閉会させていただきたいと思います。

最後に市長がお礼の御挨拶を申し上げます。

**○中村 健市長**

本日は、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

今回は取り上げました3つのテーマにつきましては、現状で、結論が出ているわけではございませんので、今後も市の広報など中心として、ぜひ報告をさせていただきますので、またごらんいただければと思います。

そして、西尾市といたしまして、こういう対面型、顔を合わせての懇談会は今後も重視していきたいと思っておりますけれども、予定等で参加できない方もありますので、そういった場合等には、市民の声という形で投書ですとか、メール等、さまざまな方法でお声をお寄せいただく方法がありますので、率直な御意見ですとか御質問をまたお寄せいただいて、西尾市としてもそれを真摯に受けとめていく中で、西尾市の今後に生かしていきたいというように思いますので、どうかよろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

**○細田秘書課長**

それではこれを持ちまして、平成30年度「市長と語る市政懇談会」を閉会いたします。

先ほど申し上げましたけれど、お手元に配布いたしました、アンケート用紙に御記入をいただきまして、最後に筆記用具とともに、ぜひ回収箱のほうに入れていただきたいと思っております。

交通安全に御留意いただきお気をつけてお帰りください。

本日はありがとうございました。